

みえこどもの城指定管理者公募に係る質問及び回答（2回目）

質問項目	質問内容	回答
<p>1 回答いただいた内容についての追加質問</p>	<p>(1)質問項目1(2)において、「プラネタリウム機器設備を使用する場合と使用しない場合に分けて提案をお願いします。」とご回答いただきましたが、ここでいうプラネタリウム機器とは、ドームシアターのデジタルプラネタリウムシステムも含めた設備を示しているのでしょうか？それとも、平成元年度に設置されたプラネタリウム投影機のみを示すものでしょうか？</p> <p>①デジタルプラネタリウムシステムが含まれていない場合…本システムの制御系統は、WindowsXP(以下winXPと表記)によって構築されています。winXPのメーカーサポートは2014年に終了しており、それに伴い周辺機器や内部パーツの生産及び保守部品保有期間も終了しています。システム自体は、外部とネットワークが繋がっていないスタンドアローンでの使用のため、他の機器への影響はありませんが、機器が故障した際に修理するための部品が入手できず、復旧できない可能性が高いです。また同様の問題が、映像投影に使用するプロジェクターにも発生しています。</p> <p>このような状態を踏まえた上で、指定管理期間のデジタルシステムの運用についてどのように見込まれているのか見解をお示しください。サポートが終了しているwinXPを使ったシステム運用の是非についても、併せてお示しください。</p>	<p>(1)ここでいうプラネタリウム機器とは、デジタルプラネタリウムシステムも含めた設備を指します。よって、②の場合について回答します。</p> <p>②プラネタリウム機器に不具合が出て、プラネタリウム、全天周映画等ドームスクリーンを使用することが出来ない状況となった場合に、ドームシアターを常時閉館としてしまうのではなく、ドームシアターを有効活用し、来場者が見込めるような提案をしていただきたいと思います。</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>なお、現在のデジタルプラネタリウムシステムは winXP を前提としたシステムになっているため、仮に windows10 等の最新の OS にアップグレードしたとしても、システムの仕様が異なるため運用できないことを申し添えます。</p> <p>②デジタルプラネタリウムシステムが含まれている場合…ドーム内に映像を全く映さない状態での空間利用を前提とした事業を提案するという理解でよろしいですか？</p> <p>※現在のドームシアターのプラネタリウム、ドーム映画はどちらも、デジタルプラネタリウムシステムを使用して星及び映像を映し出しています。そのため、上記のようなリスクを抱えた上での運営は、非常に難しい状況です。募集要項に示されている平成元年度に設置されたプラネタリウム投影機だけでなく、デジタルプラネタリウムも合わせたドームシアターの上映設備全体の抜本的な改修を、以前から財団として県に提案しています。</p> <p>(2) 質問項目3の「『3 維持管理に関する業務について』(2)-③(併せて、該当する点検事項等がある場合は)前回の点検実績等につい</p>	<p>回答</p> <p>(2)現在、5年を超えるスパンでの点検を想定していないため、情報提供できるものではありません。</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>て、情報提供をお願いします。」 について、回答が記載されてい ませんので、ご回答をお願いします。</p> <p>(3)質問項目4 提出書類と著作 権との関係について、回答では、 提出された書類は公文書であるか ら、三重県が著作権の保護とは関 係なく、「審査結果の公表」に限定 されず、「その他必要な場合には、」 とあるように、審査結果の公表と 完全に並列的に取り扱われると県 が判断する（必要とする）場合 には、また、どんな時に「改変等」 するかも具体例さえも示されず、三 重県の判断で自由利用できる、と の趣旨にとれますが、よろしいで すか。</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>募集要項には、「提出された書類の 著作権は、申請者に帰属する」と しながら、「審査結果の公表等で」 とあいまいな表現で、県の自由裁 量あるいは、一方的な自由利用宣 言とも取れる内容・質問に対する 回答であり、著作権保護、著作権 物の適正利用に問題があるのでは ないかと危惧します。</p> <p>なお、現時点で使用が予想される 場面が、「審査結果の公表」に必要 な複製、表現の内容にそった改変 であれば、了解するものです。提 出書類を使用する目的が、公共性、 公益性の高いものであり、著作権 の保護の趣旨との均衡が図られた ものであれば、制限するものでは ありませんので、あえて申し添え</p>	<p>(3)改変等が必要な場合とは、議会 への審査経過の報告、三重県ホーム ページでの審査経過・結果の公表、 開示請求があった場合の対応（非開 示情報を黒塗りとする）等を想定し ています。</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>ます。</p> <p>募集要項（原文参照）</p> <p>三重県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、三重県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。～以下、主題を外れるため省略～</p>	
<p>2 基本協定書(案)について</p>	<p>第3章 管理状況の把握等 第26条において、「業務計画書を作成の上、前年度の9月15日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。」とありますが、指定された期限では詳細な事業計画及び予算計画を提出するには時期尚早であると考えます。</p> <p>仮に当財団が第4期指定管理者として選定いただいた場合には、他の三重県が指定管理者制度を導入している施設の協定書も参考にした上で、最も適正な時期を改めて協議させてください。</p> <p>もしくは、指定の期限を変更しない場合、大きな変更がない限り5年間の事業計画書に記載した内容を提出するという認識でよろしいですか。</p>	<p>募集要項に添付した協定書は、案としてお示ししています。</p> <p>現在の指定管理者に業務計画書の提出を求めている期日（9月15日）を基準として、次期指定管理者と翌年度の計画について十分協議等が可能な日程を勘案し、業務計画書の提出期日を決めてまいりたいと考えています。</p>